

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和7年6月20日

今治市長 徳永 繁樹



1 業務概要

(1) 業務名

今治市オーガニックビレッジ推進事業

(2) 業務の目的

市内の飲食店、小売店、加工・流通事業者及び一般市民に対して、今治市の有機農業や有機農産物等の魅力を発信し、認知度の向上、販路の拡大及び消費の拡大を図ることを目的とします。

(3) 業務内容

別紙「今治市オーガニックビレッジ推進事業仕様書」（以下「仕様書」といいます。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 見積限度額

2,030,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とします。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」といいます。）とします。

- (1) 当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (5) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者
- (6) 当該業務委託の実施年度以前において、当該業務委託と同種類別の業務委託の実績（実施中のものも含む。）を有する者

5 担当部署

今治市役所

産業部産業政策局農林水産課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

TEL：0898-36-1542

FAX：0898-32-5266

E-MAIL：nousui@imabari-city.jp

6 評価項目及び評価基準

別紙のとおり

7 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和7年6月20日（金）から令和7年7月7日（月）午後5時15分まで
ただし、窓口での配布は、配布期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

ア 窓口

前記5「担当部署」

イ ホームページ

ホームページアドレス

<https://www.city.imabari.ehime.jp/nourin/>

(3) 配布方法

ア 窓口

実施要領、仕様書及び関係書類を1者に1部配布するものとします。

イ ホームページ

前記(2)のイのホームページからダウンロードするものとします。

8 参加表明

(1) 提出期間

令和7年6月20日（金）から令和7年7月7日（月）午後5時15分まで（必着）
ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 提出場所

前記 5 「担当部署」

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式第 1 号）

イ 会社概要（様式第 2 号）

ウ 実績調書（様式第 3 号）

(4) 提出部数

1 部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和 7 年 7 月 15 日（火）から令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 5 時 15 分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 提出場所

前記 5 「担当部署」

(3) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第 6 号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 参考見積書（様式第 7 号）

(4) 提出部数

ア 正本 1 部

イ 副本 8 部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出してください。

10 選定方法

選定は、今治市オーガニックビレッジ推進業務プロポーザル選定委員会が行い、前記 6 「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」といいます。）を選定します。

(1) 第 1 次審査（書類審査）

提出された企画提案書を評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た参加者を選定します。ただし、プロポーザルの参加者が少数である場合など市が適当と判断したときは、第 1 次審査を省略し、第 2 次審査において書類審査及びプレゼンテーション又はヒアリング（以下「プレゼンテーション等」といいます。）による選定を実施することがあります。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第1次審査により選定された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、前記6「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーション等の内容で加算点を追加し、得点の高い順に順位を付けます。最高得点を挙げた参加者が2人以上いる場合は①に該当する者を、①が同得点の場合は、②に該当する者を受託候補者とします。

① 評価項目(2)企画提案力の得点が最も高い者

② 見積金額の最も安価な者

なお、プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、後日連絡します。

(3) 参加者が1者の場合は、今治市オーガニックビレッジ推進業務業務プロポーザル選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。

(4) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。

11 選定結果

(1) 第1次審査

選定結果を書面により通知します。なお、選定された者のみ、選定結果及びヒアリング等を実施する旨を、書面（電子メール）により通知します。

(2) 第2次審査

選定結果を書面（電子メール）により第2次審査の参加者全員に通知します。

12 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 参考見積書の金額が、見積限度額を超えた場合

(5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合

(6) プロポーザル選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13 その他

(1) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできません。

- (2) 契約書については、提示した契約書（案）により作成します。

今治市オーガニックビレッジ推進事業委託仕様書

1 業務名

今治市オーガニックビレッジ推進事業

2 目的

市内の飲食店、小売店、加工・流通事業者及び一般市民に対して、今治市の有機農業や有機農産物等の魅力を発信し、認知度の向上、販路の拡大及び消費の拡大を図ることを目的とします。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 一般事項

(1) 適用

本仕様書に規定する事項は、受託者の責任において履行すべきものとする。

(2) 受託者の負担の範囲

ア 受託業務に関する準備及び実施に必要な一切の経費は、受託者の負担とする。

イ 業務の報告書等の用紙及び消耗品は、受託者の負担とする。

ウ 業務の性質上当然実施しなければならないもの、業務に関連する軽微な事項及び業務の関連性から市が必要と判断したものなど、当該業務に係る附随的業務は、受託者の負担とする。

(3) 報告書の書式等

報告書の書式は、市の指示による。

(4) 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

(5) その他

売上金が発生する販売業務については、当該販売物の購入経費は委託料から負担しないこととする。

試食イベント等で参加料をとる場合は、食材の購入経費は委託料から負担しないこととする。

5 業務内容

受託者は、本業務の趣旨を十分理解したうえで、以下の事項をすべて行うものとする。

(1) 有機農産物を活用した商品開発

今治市の有機農産物を活用し、市内飲食店等での新メニューの開発を実施し、消費者に令和7年度中に新たに提供できるようにコーディネートする。

(2) 親子向け農業体験と食育講座

市内の親子10組程度を集めて、種又は苗の植付け、栽培及び収穫といった一連の有機農業体験と有機野菜等を使った料理教室を開催し、子供たちへ食育を行う。

有機農業体験を行う圃場については市が用意する。

(3) イベントの実施・出店

市内でイベントを開催又はイベントに出店することを1回以上実施し、今治産有機野菜等の展示、販売等により市民等へ有機農業のPRを行う。

販売手数料等を納める必要があれば、受託者が精算処理する。

(4) 有機農産物販売コーナー設置

市内の1店舗以上のスーパーマーケット等小売店において、有機農産物等の販売コーナーを設置するようコーディネートするとともに、有機野菜等への認知度を向上させるPRの取組を実施する。

(5) 今治の有機農業のブランド構築

上記すべての取組の告知及び実施報告において、SNSやWebを活用して発信を各2回以上行うほか、ブランドイメージの発信を行う。また、適宜、イメージ写真、広報用パネル、広報用ペーパー又はPOP等を制作して、効果的に有機農業のPRを行う。

6 成果品

- (1) 電子データ 以下の条件で収録したUSBメモリ等の媒体で提出すること。
ア ファイルの形式はAi及びJPEGのオリジナルのデータ
イ USB等の媒体については、ウイルスチェックを行ったうえで納品すること。
- (2) 納 期 限 令和8年3月31日(火)
- (3) 納 品 先 今治市産業部産業政策局農林水産課
〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
TEL: 0898-36-1542

7 業務の成果物の権利の帰属

- (1) 本業務の実施により生じた全ての知的創造物の知的財産権、所有権、著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)その他一切の権利は、成果物の引き渡しをもって本市に譲渡されるものとし、受託事業者並びに本市及び受託事業者から依頼を受けて中間生成物を制作したものは、当該業務に係る事項に関して著作権法第17条に規定する著作人格権を無期限に行使しないものとする。
- (2) 本業務で制作した全ての知的創造物について、本市は製作者及び受託事業者は何ら断りなく二次利用することができる。
- (3) 構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託事業者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。なお、受

託事業者又は製作者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

- (4) 本業務で製作する中間生成物を含めた全ての成果品について、他者の所有権、知的財産権及び著作権を侵害しないことを保証すること。なお、他者の権利を侵害していることが明らかになった場合は、受託事業者が全ての責を負うものとし、本市は一切関知しない。

8 その他

本仕様書に定めのない事項や業務の内容又は方法等に疑義が生じた場合は、市と協議のうえ、速やかに決定するものとする。

今治市オーガニックビレッジ推進事業委託
公募型プロポーザル企画提案評価項目及び評価基準

1 基本方針

本業務の受託者の選定にあたっては、「今治市オーガニックビレッジ推進事業委託仕様書」等の関係書類を基本としたうえで、提出された企画提案書の内容やヒアリングでの説明、質疑応答から各提案者の次項の審査項目について、評価を行い受託候補者の順位付けを行う。

2 評価項目、評価の視点及び配点

評価は 100 点を満点とし、評価項目別に次のように配点する。

審査項目		審査の視点	配点
(1) 業務遂行力 (25 点)	専門技術	本業務を適正かつ確実に遂行できる知見やノウハウを有しているか。	10
	実施体制	本業務を適正かつ確実に遂行できる人員体制であるか。	5
	実績	本業務に類する業務を実施する実績を有しているか。	5
	工程計画	本業務を適正かつ確実に遂行できるスケジュールとなっているか。	5
(2) 企画提案力 (50 点)	実施方針	事業目的を十分に理解した提案がなされているか。	10
		コンセプト、構成等が、有機農業や有機農産物を市民に広く周知できる内容であるか。	20
	工程計画	仕様書記載内容を漏れなく達成した上で、有効な企画が提案されているか。	10
		提案の内容は実現性が高いか。	10
(3) 取組姿勢 (15 点)	取組意欲	本業務の遂行に対する意欲・熱意を感じられるか。	10
	信頼性	分かりやすく説得力のある説明・提案がなされたか。	5
(4) 見積金額 (10 点)		提案内容によって想定される経費が適切に算定されているか。 (全提案者の見積金額の内最低見積金額／提案者の見積金額) × 配点	10

3 評価

- (1) 前項の評価項目(1)から(3)までの評価の際には、次の表に示す評価基準に基づき A から E までの 5 段階で評価を行い、評価項目ごとの配点に乗じて評価点を算出する。

評価	評価基準	配点の倍率
A	満足	×1.0
B	やや満足	×0.8
C	普通	×0.6
D	やや不十分	×0.3
E	不十分（要件を満たしていない又は示されていない）	×0

- (2) 前項の評価項目(4)の評価の際には、提案者の見積価格に応じ、次の表のとおり評価点を算出する。

評価基準及び配点の倍率（小数点以下切捨て）	
配点(10点) ×	$\frac{\text{最低見積価格}}{\text{提案者見積価格}}$

4 受託候補者の決定方法

選定委員会の評価に従い順位付けを行う。ただし、評価項目(1)から(3)までにかかる全委員の平均得点が6割(54点)に満たない場合は、要求水準を満たしていないとみなして、受託候補者とししない。

5 最高得点を挙げた者が2人以上いる場合

最高得点を挙げた者が2人以上いる場合は、①に該当する者を、①が同得点の場合は、②に該当する者を受託候補者とします。

- ① 評価項目(2)企画提案力の得点が最も高い者
- ② 見積金額の最も安価な者